

四條畷市小中学校の廃止の是非に係る校区住民投票条例

(目的)

第1条 この条例は、小学校又は中学校の廃止について、その校区に居住する住民の直接投票（以下「住民投票」という。）を行う制度を設けることにより、小学校又は中学校の廃止が校区住民の多数意思に反して行われることがないことを保障し、もって、地域が住民にとって安心して子育てできる場となるようにすることを目的とする。

(住民投票の対象)

第2条 市は、小学校又は中学校の統廃合又は現在の校区を超える移設を含む計画（以下「計画」という。）を実施しようとするときは、廃止が予定されている小学校又は中学校の校区に居住する住民による住民投票を行わなければならない。

(住民投票の執行)

第3条 住民投票は、市長が執行するものとする。

2 市長は、地方自治法第180条の2の規定に基づき、協議により、その権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を選挙管理委員会に委任するものとする。

3 選挙管理委員会は、有権者がその賛否を的確に判断できるよう、必要な情報を積極的に提供し、十分な議論が尽くされるように配慮しなければならない。

(投票資格者)

第4条 住民投票の投票権を有する者（以下「投票資格者」という。）は、公職選挙法第9条第2項に規定する四條畷市の議会の議員及び長の選挙権を有する者で、小学校又は中学校の統廃合を含む計画で廃止が予定されている小中学校の校区に居住する住民とする。

(投票運動)

第5条 住民投票に関する投票運動は、自由とする。ただし、他の選挙と同日投票となった場合は、公職選挙法その他の選挙関係法令の規定に抵触する選挙運動又は投票運動を行ってはならない。

2 前項本文の規定にかかわらず、住民投票に関する投票運動は、買収、脅迫等市民の自由な意思が拘束され、又は不当に干渉されるものであってはならない。

(投票の方法)

第6条 投票は、計画について、賛成に○、反対に×を付す方法による。

(住民投票の成立要件と効果)

第7条 住民投票は、投票した者の総数が当該住民投票の投票資格者数の2分の1に満た

ないときは、成立しないものとする。この場合においては、開票作業その他の作業は行わない。

2 住民投票の結果、有効投票総数の過半数が計画に反対したときは、住民の意思に従い、市はその計画を実施しないものとする。

(投票結果の告示等)

第8条 選挙管理委員会は、前条第1項の規定により住民投票が成立しなかったとき、又は住民投票が成立し投票結果が確定したときは、直ちにこれを告示するとともに、当該告示の内容を市長、教育長及び市議会議長に報告しなければならない。

第9条 この条例で定める外、この条例の実施に必要な事項は規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。